

それに伴うコストの削減などが期待できますし、何より子供たちにより温かいご飯の提供ができることや炊き込みご飯等のメニューの幅が広がるですとか、そういったおいしい給食のレベルアップにもつながるものと考えます。

なお、検討等がございますけれども、このことにつきましては、昨年来ですけれども、調理場整備検討会におきましても検討を重ねてきたところでございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 終わります。ありがとうございました。

町田義昭委員の総括質疑

○五十嵐智洋委員長 順位2番、議席番号15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 おはようございます。

私の予算総括質疑の質疑事項のボリュームについては非常に簡単なものでございますので、大した時間はかからないと思いますので、少し今考えていることを申し述べさせていただきたいと思っております。これを申し述べると、蒲生委員に本当はお叱りを受けるわけでありましてけれども、きょうは長井病院のほうでお休みになっておられますので、ご容赦いただきたいと思っております。

ずっと先週から今週にかけて、非常に私は悔しいなと思っていることがございます。と申し上げるのは、数年前に一般質問の冒頭の中で、それぞれの自治体がそれぞれのいいところのPRをしながら、まちの活性化あるいは市民力の向上に努めていかなければならない、また、いくべきだ。そして実践しているというようなことを申し上げたことがございまして、その手段としてメディアの活用を積極的に取り入れて

いただきたいものだなというような話をしたことかございまして、そのことについては、鋭意、長井市も一生懸命になって取り組みをなされていることについては敬意を表する次第でございますけれども、その中で先日、私、前にも申し上げたんですけれども、NHKの「家族に乾杯」とか、あるいはBS4の「ふるさと探訪」、そのことを例に挙げたわけでございます、たまたま先々週でしたか、次のお邪魔する場所は南陽市さんだと、最後に言われたんですね。あらららという感じで、ぜひ、じゃあ、次は南陽市さんですっていうことでありますので、何を差しおいても見なきゃいけないなということで、この間の火曜日、見させていただきました。

それなりに楽しく見させてもらったわけでございます、特にやはり白竜湖を中心とした映像なども、あんなに白竜湖が今までよりも小さくなってんのかなんていうことも感じたりしたわけでございます、何といたっても1時間の番組ですので、これは物すごく説得力があるし、あったなというふうに思いまして、もし長井市にぜひああいうものが来ていただけるということであるならば、三淵の探訪なんていうのは、本当にすごいPRになるんじゃないかなんていうふうに思った次第でございます。最後にからこ館で白岩市長もおいでになったし、市長の義理の息子さんもおいでになって、本当に南陽市をPRされておったということでございまして、ぜひ耳の奥のほうに少し入れてほしいなど、そのように思った次第でございます。

それでは、質疑をさせていただきたいんですけれども、総務管理費の公用財産購入費ということで7,800万円ほど上がっておりまして、補償費合わせれば1億5,700万円ですか、800万円ですか、そういう大きな金額が計上されております。やはり今まで、私も古い議員になりますけれども、大きな事業あるいは大きな予算が、あらかじめ事業計画があるというような前提があ

る場合は、3月の当初予算に盛り込んでいただいて、そして長い期間にわたって、それを、説明をいただきながら議論をしていくというスタイルが、私は本流でないかなというふうに考えてきましたし、そうあるべきなんだろうなと思っておりますけれども、このたび、この予算については、次の3月議会に計上されるかなと思ったんですけども、それが突如としてこの12月に計上されたというようなことでございますので、この点について、財政課長に計上のイロハ、そうしたものを少しお聞きをしたいなと思った次第でございます。財政課長のほうから説明をいただきたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 大変示唆に富んだ冒頭の発言、ありがとうございます。

鈴木嗣郎財政課長。

○鈴木嗣郎財政課長 お答えいたします。

地方公共団体の予算に関しましては、地方自治法にその規定がございますので、関連する部分を引用させていただきたいと存じます。

まず、会計年度につきまして、地方自治法第208条に、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとするという規定がございます。

次に、予算の原則として地方自治法第210条に、一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないという規定がございます。

そして、予算の調製及び議決に関しましては、地方自治法第211条に、普通地方公共団体の長は毎会計年度予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならないという規定がございます。

これらの規定からは、このたびの補正予算に関しましては、平成30年度予算の議決をいただきました本年3月の市議会でご議論いただけるよう、予算の調製ができればよかったですけれども、3月時点では根拠となります購入を要する

土地の面積、予定価格、補償の対象となる物件等の詳細がわからないということから、30年度当初予算の調製ができなかったものでございます。

なお、地方自治法の第218条には補正予算に係る規定がございます。地方自治法第218条、普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて既定の予算に追加、その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができるということでございます。この規定に基づきまして、このたび、補正予算を調製し、上程させていただいたということでございます。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 30年の3月予算議会の段階では、詳細についての準備ができていなかったと。いや、それはもっともな話でございますが、しかしながら、その期間から12月までもう8カ月以上あるわけで、その間において新庁舎は時限立法の中で建設していくんだということははっきりしておったわけで、それに従って土地購入等についてもいろいろと運用しながら交渉を進めていく、あるいはきたということは必要な行動だったと思っておりますけれども、もっと早い段階に、私はできたのではないかなという部分もあるんですけれども、その点について財政課長は、ことしから財政課長になられたわけで、急な展開ということもあったでしょうけれども、いま一度何としてもできなかったということなのか、9月あるいは6月という場面も可能だったような気がしますけれども、その点についていかがでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 鈴木嗣郎財政課長。

○鈴木嗣郎財政課長 事業の進捗度合いの詳細につきましては、詳しく存じてはおりませんが、本年の3月に場所が固まりまして、その後、基本設計や実施設計というふうなことで進んだ結果として、急いだ結果として、やっこの議会

に間に合ったというふうに財政課としては考えておるところでございます。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 急いだ結果が12月だったということでございますので、急がなければ年を越してしまうというような状況なのかなと、今、質疑の中でお聞きをしましたけれども、なぜ私がこういうことについて少し質疑させていただいたかと申し上げますと、今後、大型事業がめじろ押しでどんどん出てくるわけだね。やはり当局と私たち議会が議論できる場所ってというのは、やっぱりこの場しかないというようなことで、非常に時間のない中で議論をされてしまうと、本当に聞きたいことも聞けない、あるいは市民が考えておられる、本当にいい意見も当局に述べることもできないということというのは、最終的には市民のマイナスにつながるんじゃないかなというようなことを考えておりますので、申し上げた次第でございます。今後についてさまざまな事業展開が行われると思いますので、ぜひ財政課長もそうしたことに気を配りながら、これから予算計上あるいは財政運営に努力をしていただきたいなと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 鈴木嗣郎財政課長。

○鈴木嗣郎財政課長 このたびの補正につきまして、十分な時間がとれなかったというようなことにつきましては、やはり有利な制度を活用する、あるいはこのたびの事業の期限が決まっているというようなこともありまして、十分に時間をとって、時間をとれば、それだけ期間が必要になってまいりますので、やはり後ろが決まっているというようなことで、このような状況になっているというふうに考えてございます。したがって、きちんと事業の期間を設定する中で必要な議論ができるよう、予算の調製はしてまいりたいというふうに財政課としては考えるところでございます。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 今後、ご努力をいただきたいなと思います。

それから予算の計上の中で地方公有財産が、先ほど申し上げましたけれども、7,800万円、補償費同額ぐらいか、合わせて1億5,000万円を超える金額が計上されているわけで、私たちが今まで慣例として記憶している中では、事業料が1億5,000万円を超えた場合には議決案件となるというようなことで承知をしまいった次第でございますけれども、これ2つに分けておられるので、そういうことはないんだろうなと思いつつ、しかしながら、あえては一つ、1カ所でございます、その点について、財政課長のほうから考えておられることを話としていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○五十嵐智洋委員長 鈴木嗣郎財政課長。

○鈴木嗣郎財政課長 議決を要する案件かどうかという部分で申しますと、工事費につきましては、ただいまおっしゃられたように1億5,000万円以上の工事に関しましては、その協定、契約を結ぶ際に議決が要ということで議案を上程するというようなこととなります。財産の購入、財産の取得に関しましては、また別の規定がございます、このたびは土地を購入するということございまして、その場合には補償費はこの金額には入らないということでございませぬ。購入する予定の土地につきましては5,000平米を超えております。それから予定価格が2,000万円を超えるということで、この条件がありますと、地方自治法第96条第1項第8号と長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、市議会の議決をいただく必要がございます。

なお、この議案につきましては、本予算が認められた後に相手方と協議を重ねまして、協議が調った後に議案として提出させていただくこ

ととなると考えております。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 私の勉強不足を露呈しまったなという質問で申しわけございませんでしたけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、先ほど財政課長に質問したことと重複というふうに捉えられるかもしれませんが、この12月補正予算に上程される理由についてということで、担当されてきた公共施設整備課長のほうから、この点について少し触れていただきたいなと思ひます。よろしくお願ひします。

○五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

このたびの公有財産購入費と補償金が平成30年度の当初予算とならず、12月補正となった理由につきましては、先ほど財政課長のほうからの説明もございました。用地測量、物件移転補償の調査費及び不動産鑑定費等は計上させていただきましたが、この調査を実施した後でなければ予算として上程できないと、先ほどありました。その調査を、かなりちょっと短い期間で非常に急がなくてはならないような状況で、ようやくこのたび用地測量調査が進んで金額のほうに固まってまいりました。でしたので、このたびの12月補正のほうの上程させていただいたという理由になります。

また、もう一つなんです、平成31年度の当初予算等でない理由って、これもあわせて説明させていただきたいと思ひます。この建設に向けたスケジュールのほう、これを精査した結果、市町村役場の機能緊急保全事業債等の適用期限が平成32年度までに建設を完了しなければならないといったこと、あと、この期限からの工事期間や、あとは開発行為等の申請等の法手続、こちらのほうを逆算していきますと、工事期間は最低でも1年半ほどかかります。そうしますと、工事の着工時期を遅くても平成31年の6月ごろまでに着工しなければ間に合わないという

ふうなことになります。そして、その31年の6月ごろに着工するためには、本年度の末までに用地補償でありますとか工作物の移転補償の契約を締結して、所有権移転等の手続と、あとは工作物等の撤去を完了していただくということが必要となってまいります。また、土地の所有者の同意等が必要となる各開発行為等の申請等もございますので、そうしますと、このたびの12月で補正を上げさせていただいて、年度末までに補償等を完了する、こういった必要があるために、この時期の上程となったということでございます。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 先が決まっている状況の中での上程ということについては理解をさせていただきたいと、そのように思ひます。

次に、平米単価の算定基準ということについて、私も本当に勉強不足でわからないからお聞きしたいなと思ってるんですけども、この1万と700円というものが計上されているわけでございますけども、よく路線価格とかそういうものを見た場合では、長井市の土地はもうちょっと高いんじゃないとか、そんなように感じる部分はありますけれども、この点について課長の考え方をお聞きしたいと思ひます。

○五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

このたびの用地購入費7,887万7,000円でございますが、これにつきましては、あそこのグンゼさんの敷地の用途地域、この場所については、工業地域という区分となります。また、面積とか、あと規模、あと市内の工業地域の土地取引の事例、また、あそこの土地で宅地造成をした場合を想定した経費と、こちらのほうを総合的に考慮しまして、ことしの9月20日時点での不動産鑑定士さんによりまして鑑定を行っていただきました。その金額を根拠といたしまして、このたびの1平米当たり1万700円という単価が

算出していただきましたので、こちらのほう採用して上程させていただいたということでございます。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 その不動産鑑定士による単価の提示というのは、財政上きちっとそうしなければならぬということを決まっているということに理解してよろしいでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

通常の公共事業と道路とか、そういった場合の買収も国の基準とかございますけども、そちらのほうの土地の買収を行う場合は、この不動産鑑定金額というのをベースにした金額で買収させていただくというのが通常のルールでございます。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 わかりました。

次に、4番でありますけれども、相手方の交渉が順調に進んでいるのかという、また、経過等についてどのようになっているのか、市長のほうからお聞きしたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答え申し上げます。

ちょっと聞かれてないんですけど、その前にちょっと町田委員から冒頭の財政課長とか公共施設整備課長に質問あった点でございますが、実は同じく私どもと一緒にスタートした川西町のほうでは、用地の今、造成を行っています。とっくに買収終わって、造成してるんですね。我々、なぜできないかっていいますと、これは私の財政再建の行革の中で、私は残したかったんですが、土地開発公社の解散が必須条件だったと。そうしますと、通常こういった公共事業は先行取得を別途、土地開発公社のほうで進めていただいて、まとめていただいたものを議会の議決を得て、市で購入させてもらうということで非常に手続的に短縮できるんですね。それ

が私どもの場合には一つ一つ、やはりまず最初の測量から、あるいは不動産鑑定から、そういったものを直接議会からご承認いただいてそれを探って、その後、相手側とある程度交渉して、ようやく用地買収とか補償の議案を提案することができるということだ私は思っています。したがって、町田委員がおっしゃるのはごもっともなんですけども、本当に歯がゆいところがたくさんございます。

お答え申し上げます。

まず、経過についてでございますが、昨年度から数回にわたりまして、庁舎敷地の駐車場部分、構内市道の部分及びグンゼ敷地全体の将来構想等につきまして、グンゼさんと話し合いを進めてまいったところでございます。庁舎の駐車場部分の用地と物件移転補償の考え方とスケジュール等を11月上旬にグンゼさんに提示させていただいたところです。このたびの補正予算の金額を今月中に再度グンゼさんに提示させていただき、用地物件補償の金額についてご了承いただくように話し合いを進めていきたいと考えてるところでございます。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 やはり冒頭にお話あったとおりに、私たち側としましては、もう新庁舎を建設するとはっきりしている中で、なぜこんなに遅いのかと、経過が。そして、ぎりぎりになって予算を計上されて、この議会ですりかかるといふような状況づくりというのは、これはお互いにマイナスだと感じてきましたので、あえて言わせていただいたんですけども、市長のほうから、そういう理由と、大きな要因だということでございまして理解するわけでございますけども、やはり本当にぎりぎりの期限内での契約ということになるわけで、私たちとしましては、正直な話、適正な価格で売っていただければ、市民とし

ては満足しないだろうというようなことでありまして、結果的ににおいては、意外と高かったなとか、そういうことでない努力は、これは当局、市長を中心とした方々にやってもらわなきゃいけないわけでございますので、最終的にはやっぱりどの辺に、一つの相場っていうものもあるかもしれませんが、その点について市長の所見というのはどのように考えておられるのか、ちょっと。最終的な、路線価格よりは高くはなるわけでございますので、その点についてちょっとお聞かせください。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 私不動産鑑定の結果を聞いたとき、えっということですよ、そんなわけないでしょということだったですね。これじゃあ、相手側が納得するわけないというふうに率直に思いました。

ただ、聞いてみますと、やっぱりまず、工業地帯だと、工業地域だと、用途指定がですね。それから現在の状況が宅地じゃなくて、もう雑種地で荒れ放題なわけですね。それと、ちょっと道路を1本挟んだ本町のほうは、長井市がまだまだ元気だった平成の初めごろは、やっぱり実勢価格っていうのは、本町の道路沿いですと40万円だったそうです。坪。それぐらいで取引して、それでも売りたいと、そんな話もあったぐらいだというのから考えれば、ちょっと信じられないような金額でしたけども、ただ、これは私ども相手方と交渉させていただくときに、やっぱり不動産鑑定をしっかりと条件をお示ししながら、相手側が、土地の所有者が、通常は土地の所有者も不動産鑑定かけるわけですね。双方の不動産鑑定で適正な価格を協議して決定するということだと思っておりますが、これは相手側がある交渉事でございますので、この辺のところは、やはりいかに信頼関係を築いていくことだと思っております。

したがって、ちょっと今回はいろんな条

件があって、私どもとしてはありがたい金額ではあるんですが、相手側がやはり納得していただけるような、そんなところの将来の話をさせていただきながらグンゼさんにご協力をお願いして、何とか購入させていただくようお願いしてまいりたいと思っております。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 公共施設整備課長ともお話ししたんですけども、10,700円なんて何でこんな安い価格を出してスタートするんですかというような話をしたんですけども、いや、この価格に近い価格で決定させていただくように努力してほしいんだというようなことでありましたので、それは相手方もあるわけでございます。とんでもない価格の設定っていうのはないわけで、よりよいところで落としどころをつけていただければありがたいなど、そんなふうに思います。

それから、契約等について、先は決まっているというお話もありましたけども、それについては、やはり交渉事でございますので、なかなか歩み寄れないとかいろんなこと、時間的なものが生じてくると思うんですけども、そこら辺の時期とか、あるいは延びる可能性もあるんだよとか、そういうものについての見解を市長からいただきたいと思っております。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 契約につきましては、やはり年度内までに契約をさせていただき、契約する際は議会の議決が必要でございますので、できますれば、今回補正で認めていただいて、3月の定例会のほうに冒頭で上程させていただき、そこでご承認いただければ、年度内で契約ができるものと思っております。

なお、見通しでございますが、私ども、グンゼさんのほうは随分前から交渉しております。今回、庁舎の用地の一部駐車場の部分ということでの購入をお願いするわけですが、隣のグン

ぜさんのいろいろな工場などもある部分も含めて、公共複合施設をとということで、しかも官民連携のいわゆるPPPでぜひ一緒にやっていただけないかということの説明しながら、私も、この間、社長がかわられまして2人目でございますが、大阪本社のほうに2度出向いたり、あるいはグンゼさんの不動産関係を担当する会社の社長さん初め、いろんな方々が私ども長井にも、そして私どもからも大阪やら、あるいは京都とか、いろんなことを見せていただきながら信頼関係を構築しておりますので、何とか今回はお認めいただけるものかと考えるところです。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 今年度中というようなことで、しかも当初予算のほうに上程しながらというふうに議論していきたいというようなことでございますので、非常に進め方としてはありがたいかと、そんなように思っています。少なくとも最終日提案なんていうことのないようにだけは、ぜひ今からお願いしておきたいかと、そんなように思います。

それと、先ほどもちょっと触れたんですけども、やはり不動産鑑定士の価格と実勢価格というのは、これは違うわけでございますが、必ず差異が生ずるということは覚悟しなきゃならないし、私たちもその旨は承知しなきゃいけないと思ってるんですけども、それが生じた場合については、当然もう当初に上げることもできるかもしれませんし、それは、あえて補正という形になってくるかもしれませんし、その点については市長はどんな考えを持っておられるでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 それでは、失礼いたしました、お答えをしたいと思います。

補正予算を上程させていただく過程では、不動産鑑定などの根拠が必要であるため、この単価とさせていただいたところでございます。ま

た、交渉のための用地単価につきましては、委員からおっしゃるように、差異が余りありますと、向こうのほうで、これでは納得できないからもう少し高くしろと、こういうようなことは当然あり得るということではございますが、ここは、先ほども申し上げました、るる、繰り返しになりますけれども、何とか公共事業のルールにのっとり不動産鑑定金額でご了承いただきたいということをお願いしてまいりたいと。そして用地費と物件補償費をお示ししながらご納得いただくように努力をして、3月の、先ほど言いましたように、最終日提案にならない、その前にきちっと合意していただけるように努力をしてまいりたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 よろしくお願ひ申し上げます。

次に、この項目の最後でありますけれども、都市再生整備事業分の市道拡幅部分は、やはり不動産鑑定士のとおり同価格ということになっておるんですけども、これを、あえて都市再生整備事業でする部分は分けて計上されるわけだよね。恐らく分けて計上するという事は、都市再生整備事業に関しては、補助金等々か該当するということでこういう上程の仕方をされたんでないかなとは思いますが、確かに先ほど市長が申されたとおり、この部分については、3番については大きな面積があるんですけども、5、6、7だか、グンゼさんのちょうど市道の通りのところの拡幅については歩道という話ですけども、これが同じような価格になってしまうのか、どういうふうな考え方をしておられるのか。これは別な事業でありますので、その点について市長はどういうお考えでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 先ほどの質問の中で、上程価格と差異があった場合どんな方法で行うのかというお尋ねがあったわけですが、それとダブリま

すが、基本的には同じ不動産鑑定で道路の
拡幅部分についてもお願いしてまいりたいとい
うふうに考えております。

ただ、条件が今回は不動産鑑定がいわゆる
5,000平米以上7,000平米ぐらいの使用してない
雑種地を、しかも工業地域の用途指定の土地を
と、道路に、市道等に、県道等に面してない
ところがメインでしたので、その部分と、例
えば現在グンゼ通りに面してる市道の部分を拡
幅する場合は、道路に面しておりますので若干
差異が出てくるかもしれませんが、基本的には
私どもはこの今回の不動産鑑定の額でお願い
していくということに変わりはありませんで、
そのように交渉してまいりたいというふう
に考えております。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 あの土地の区画の奥の
ほうと道路側というのは本来はもう違って
当たり前のわけで、先ほど市長も大昔の話を
しましたが、私の記憶では郵便局さんの坪
単価が40万円だったと、そういう議会で
やりとりをした記憶がございます。本当は
道路に面した部分については、何メーター
かは3倍とか、そういう値段が設定され
るのが常にあるかなと思ったもんですか
ら、この点について確認をさせていただ
いた次第でございます。ありがとうございます。

続きまして、大きな項目、市庁舎建設で
住民のプライバシーは守られるのかという
ことでございますけれども、ちょうど庁舎
は3階建てだということで、もともと1.5
メートルぐらい高いわけだね。そこに3
階建てができるということは、1階5メ
ートルとして15メートル、それにプラ
スアルファということで20メートル近
い建物になるんだろうと、外観的には、
そうした場合に、あの長井駅の東側に
当たってる栄町の10軒近い事業所を
含めての住民の皆さんがどう思われ
るんだろうというふうに感じたときに、

この点についてどのような今まで建設に
当たって説明、そして話し合いをなされ
てきたのか、市長にお伺いしたいと思います。
また、これは市長と言っておるんですけ
ども、整備課長でもよろしいので、お
願いします。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 答えいたします。

2月から3月にかけてました新庁舎の
建設基本計画について、市内6地区の
市民説明会に先立ちまして、栄町全域
の住民の方々を対象とした説明会を行
ったところでございます。また、隣接
地の6世帯の方々には、9月の下旬か
ら10月上旬にかけて個別に説明を行
わせていただきました。その中で、疑
問や不安に感じている点などを伺い
ながらご説明させていただいていま
す。

私も、庁舎の位置を決める説明会って
いうのが3月、2月の臨時議会の後
にさせていただいたわけですが、その
ときに一番の心配事は、やっぱり工事
車両がどういうふうに入ってくるん
だとか工事騒音がどうだとかって
いう話が多かったと思っております。

なお、その当時は、駅のところと民
家の境目のところに、いわゆる庁舎
は線路寄りにはできるだけ近づいて
6メートルの道路をとって、そして
そちら側にも庁舎にぴったりくっ
つけた駐車場などをつくって、でき
るだけ圧迫感のないように考えてい
きたいと、そんなことで説明をさせ
ていただきましたけれども、委員が
おっしゃってるプライバシーのこ
とについては、その当時は、まだ
場所をどうするかということだ
ったもんですから、そんな心配は
なかったと思っておりますし、その
後、基本設計の説明等々では、そ
こで特別にはしなかったんですが、
3階建てにすることについては、
まず、やっぱり栄町に相談しな
きゃいけないということで、その
ときにはご了承いただいたという
ふうに私は考えております。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 やはりプライバシーということは、十分なる下地をつくって建設行動に入っていくということが私は前提になると思います。ましてや、言葉は悪いんですけども、人様が相手でございますので。数年前には家畜を相手にして補償を出したという記憶があったんですね。そのときはかなり議論したんですけど、でもやむを得なくて、結構な金額を請求されて、ここで議決をしたというように今振り返っているんですけども、これは、人命にかかわることとか、そういうものについては後から出てくることではございますので、これはやっぱりきちっとした下地をつくっていくということが大事になるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

これ仮定の話とか想定の話をしてしまうと、ちょっと議場で議論するというのはまずいんだろうなと思うんですけども、やはりあれぐらい高くなってしまうと、完全に見おろされるわけだね。そうしたときにおいて、もう最初から、その見おろされたような感じを払拭していくような対策とか、あるいはそれによって生活圏を守っていくんだというようなことは考えておられるのか、その点について整備課長のほうからお答えいただきたいなと思います。これ2番について。

○五十嵐智洋委員長 ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○五十嵐智洋委員長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、町田委員の質疑を続行いたします。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

今後、住民の方々からのご要望があれば、十分な対策を行い、委員おっしゃるように、生活圏が侵害されないような配慮を行ってまいりたいと考えております。

具体的な対策につきましては、公共施設整備課長が申し上げます。

○五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

説明会をやった時点では、工場中の不安というものが出されました。工事車両の出入りの不安でありますとか、あとは騒音の不安などが出されました。工事中の車両の出入り等につきましては、交通量では、住宅への進入経路でありますとか重機の作業方法の工夫、あとは、騒音という問題に関しましては、工事現場の仮囲い、あとは施工方法の選定とか、あと重機については、低騒音型の機械の使用等で工事期間中についてのプライバシーというのは確保の工夫というのはなされると思います。

先ほど委員からございました庁舎の上から見おろす視線の問題というのがありますが、これは非常に難しい問題であると考えております。一般的には塀を立てたり、目隠し、あとは植栽をしたりして視線を遮るというような方法があるわけではございますけども、上のほうからの視線を遮る、これはちょっとなかなか工夫が必要で、住宅の窓をミラーガラスにするとかあるとは思うんですけども、その辺につきましては、住民の方々と話し合いして最善の方法を探っていきたいというふうに考えております。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 今後については、十分に住民の皆さんと話し合いをしながら進めてまいりたいということでございまして、そのとおりだと私は思いますけども、努力をしてほしいなとお願いするわけではありますけども、やはり

一番心配なのは、先ほど整備課長が申されました建設後の視線とか、そういうものだと私は思うわけで、私がもしあそこの立場だったらやっぱり気になるんじゃないかなと。20メートルぐらいの建物でありますので、想像の域だからなかなかこれで議論しようとするのは無理なのかもしれませんけども、やっぱりそういう状況になったときに、いち早くその対策を立てられるような環境づくり、それは必要なのではないかなと私は思います。あそこに道路ができたりして、いっぱい道路の今構想でしょう。そうすると、それが可能にならないとかできないとか、そういうことのないような最初から設計というか、準備というものが必要なのではないかなと思ってんですけども、塀を立てるならどれぐらいとかそういうことじゃなくて、もしそういう状況が生じたら対応できるような環境づくりというような準備ですか、それはやっぱり大事だなと思ってんですけども、その点について、市長ですか、お願いしたいです。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 現在、基本設計がおおむね固まりまして、これはもちろん議会の皆様からの提言書並びに申し入れ書等々を配慮しながら実施設計に移ってるところでございます。町田委員おっしゃることについては、私も全く同じ考えでございます。こういった基本設計と実施設計という一連の準備を進めている一方で、場所を決定いただいたとき、早速、建設参事なり担当課長のほうに将来的なことも考えて、やっぱり駅前広場というのは、都市計画上、現在の、何ていうんでしょうか、具体的に申し上げますと、北側と南側の両サイドに幅広く広場をつくと、大型バスが回転できるような。そういう都市計画をもう既に25年ぐらい前につくってようでございますけれども、それをさらに一歩進んだ形で将来いろいろな課題が、問題が生じないようにすることが必要ではないかというこ

とで、検討をお願いしていたところでございます。

庁内の配置とか建物の平面計画や構造、駐車場の位置・構造、また、構内道路と隣接道路の構造等のハード部分につきましては、使いやすく快適で苦情が出ない構造とするため、さまざまな状況を想定し、細心の配慮を行って実施設計は進めております。また、新庁舎の位置が正式に確定した現在、中心市街地の大きなくくりの中で、新庁舎周辺の整備、特に都市計画道路長井駅海田線、これは駅前通りでございますが、これと一体となった駅前広場の整備をどうするかを模索してるところでございます。

そのような中で、グンゼ敷地内に予定しております東西の市道と同等の道路を延長する形で新庁舎前を南北に通し、スクエア、庁舎の前に広場を設けるということを、そういった道路網を形成して、市庁舎と長井駅、また、公共複合施設との回遊性や、それからまちなかへ移動する場合の利便性を向上するための周辺整備を来年度より実施する都市再生整備計画事業、これは事業名としては都市再構築戦略事業で、通路、駐車場及び駐輪場の整備ができないか検討しているところでございます。現在そのことについて、委員が心配されているような周辺の住民の方々と話合いの場を持っているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 苦情なんてのは言葉が悪いですけども、小さなやっぱり心配とか、そういうものが出てくることは、それは想定しなきゃいけないわけで、当然のことだろうと思えますね。しかしながら、やはり最悪に近いような状況、本当に行政と住民の方々が争い事になって、最終的には、もう移転してくれよなんていうことになったら本当に困ると思いますので、そうした点は十分に配慮して進めていってほしいなど、そんなふうに思いますし、また、移転

とかそういう状況になったとしても、適切な住民との話し合いをしていただける環境づくりに努力をしていただきたいなど、そんなように思ってる次第でございます。

あと、やはり川西町さんのように何も無いところにぱんと建てられれば、これは余りそうした心配はないと思いますけども、一番長井の中心商店街の中に、ましてや駅舎と一緒に建てるというふうな状況なものですから、さまざまな知恵を出してつくっていかなくやいけない部分があるかと思えます。

私は、これは通告外になってしまうんですけども、あそこへ160メートルの暴風壁が出るわけだね、建物が暴風壁になるわけだ。そうした場合に、長井線が雪に埋まってしまうんじゃないかなとか、いや、そんなことはないわけでございますけども、なってみないとわかりませんので、余計な心配したりすると議論がだめになるんであれですけども、いろいろ出てくると思いますので、適切な対応をしていただけることをお願いを申し上げまして、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○五十嵐智洋委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これから各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第95号 平成30年度長井市 一般会計補正予算第4号についての 質疑

○五十嵐智洋委員長 まず、議案第95号 平成30年度長井市一般会計補正予算第4号の1件について、ご質疑ございませんか。

1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 20ページであります、7款1項4目企業振興費、003企業立地促進事業の長井市温泉源保全事業補助金300万円について伺います。きのうの産業・建設常任委員会協議会では説明あったんですが、若干質疑させていただきたいと思います。

桜湯は、あせもなどの皮膚病によく効く、本当に効用がいいということで、私もよくあせもをかくと行って治してたんですが、この温泉の再利用できるように期待しております。

この300万円の補助金については、株式会社あやめ温泉桜湯に対しての事業補助だということですが、この株式会社あやめ温泉桜湯の株式会社の設立の経緯を商工観光課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 赤間茂樹商工観光課長。

○赤間茂樹商工観光課長 長井あやめ温泉桜湯の経営についてお答え申し上げます。

当温泉施設につきましては、平成7年ころ、農事組合法人でありました西根転作機械利用組合によりまして建設されました。以降、平成17年に有限会社長井あやめ温泉桜湯を設立いたしまして、温泉業務の運営を行ってまいったところです。また、平成20年に改組いたしまして株式会社長井あやめ温泉桜湯といたしまして、資本金を増額して現在まで運営していたというふうな状況でございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 詳しい説明ありがとうございました。

今、桜湯が、温泉は入れないわけですが、この株式会社あやめ温泉桜湯の運営の実態はどのようなになってるのでしょうか、商工観光課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 赤間茂樹商工観光課長。

○赤間茂樹商工観光課長 お答えいたします。

株式会社長井あやめ温泉桜湯につきましては、平成27年7月にポンプの故障を起こしまして、